

長野県建築工事積算要領

(適用)

第1 この要領は、「長野県建築工事積算基準」に係る運用として定めたもので、適正な工事費の積算に資するものことを目的とする。

なお、これに定めがないものは、「公共建築工事積算基準等資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）によることができる。

(用語等)

第2 この要領において使用する用語は、次に定めるところによる。

(1) 調査単価

調査単価とは、長野県建設工事資材単価表（長野県建設部）に掲載された単価をいう。

(2) 物価資料

物価資料とは、「月刊建設物価」（一般財団法人建設物価調査会）、「月刊積算資料」（一般財団法人経済調査会）、「季刊コスト情報」（一般財団法人建設物価調査会）及び「季刊建築施工単価」（一般財団法人経済調査会）をいう。

(3) 見積書

見積書とは、製造業者、専門工事業者等から徴収したものをいう。

(労務単価)

第3 労務単価は、別に定める「公共工事設計労務単価（長野県建設部）」による。

(複合単価)

第4 複合単価の作成に用いる歩掛りは、次による。ただし、県営住宅工事において（2）によりがたい場合は、（1）による。

(1) 営繕工事

- ・公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- ・営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り

(2) 県営住宅工事

- ・公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会 編集）
- ・公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会 編集）
- ・公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会 編集）

2 複合単価の算定に用いる材料単価の優先順位は、調査単価、物価資料の掲載価格等の順とする。

3 専門工事業者等の諸経費の率は、中間値を採用する。

4 歩掛りによらず計上する労務単価については、原則として、専門工事業者等の諸経費の労務費の率を乗ずる。ただし、交通誘導警備員に係る専門工事業者等の諸経費の率は、別表に掲げる数値を採用するものとする。

5 歩掛りの表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業者等の経費の率の取扱いは、公共建築工事積算基準等資料による。

(標準単価)

第5 標準単価とは、当該年度に用いる標準的な単価として、第4により算出した複合単価をいい、原則として3か月毎に改定するものとする。

2 材料単価等の価格変動が著しい場合には、必要に応じて適切な時期を定めて改定できるものとする。

(物価資料による単価及び価格の決定基準)

第6 単価及び価格を物価資料により算定する場合は、次による。

(1) 物価資料に県内の地区が詳細に設定されている場合は、建設地に最も近い地区の単価及び価格を採用する。

(2) (1) 以外は、「長野」・「関東」・「全国」・「東京」の優先順位により採用する。

(3) 物価資料に掲載されている同地区の単価及び価格は、安値を採用する。ただし、取引条件、施工条件等に差がある場合は、発注の実情に近い価格を採用することとする。

(4) 掲載単価が公表価格の場合や専門業者の発行するカタログ等の場合は、実勢価格に則した率で査定を行う。

(5) 施工規模等から、物価資料により単価及び価格を算定することが実情に則さない場合は、見積書により算定することができる。

(見積書による単価及び価格の決定基準)

第7 単価及び価格を見積書により算定する場合は、次による。

(1) 見積書は原則として3社以上から徴収し、各社統一した内訳とする。

(2) 必要に応じてヒアリング等を行い、取引状況(実勢価格帯)を確認して査定を行い、最も低い価格を採用する。

2 見積りの様式は、公共建築工事見積標準書式(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を標準とする。

(基準等の適用について)

第8 「長野県建築工事積算基準」第5から第7に定める基準等及び本要領に定める基準等の適用年版は、別途定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年7月1日から適用する。
- 3 この要領は、平成29年10月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和4年7月1日から適用する。
- 5 この要領は、令和5年8月1日から適用する。
- 6 この要領は、令和6年5月1日から適用する。
- 7 この要領は、令和8年2月1日から適用する。
- 8 この要領は、令和8年5月1日から適用する。

別表(第4関係)

交通誘導警備員に係る専門工事業者等の諸経費の率は、以下のとおり定める。

区分	率
交通誘導警備員	48%